

広島県告示第九百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東部建設事務所において、平成二十一年十一月十九日までの間、縦覧に供する。

平成二十一年十一月五日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四八六号	府中市目崎町字加一三二六番一地从ら 府中市目崎町字川渕一六〇番一地从先まで	平成二十一年十一月五日